

答申第 1187 号

諮問第 1845 号

件名：課長会議等の資料の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 7 月 3 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）で開催された庶務担当者会議等の資料の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

このとき審査請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は、「稲沢署における庶務担当者会議・課長会議・幹部全体会議について 資料 令和 6 年 7 月～9 月分（請求日現在 稲沢署で保管のもの）」となっていた（以下、「本件開示請求」という。）。

##### (イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書を調査したところ、課長会議については特に文書作成の必要がないことから、作成及び取得されていなかった。

庶務担当者会議及び幹部全体会議については、会議結果を記録した文書を作成するものの、記録した文書は、愛知県警察行政文書管理規

程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号）第59条に規定される行政文書分類基準表に分類されない保存期間1年未満の行政文書であり、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成16年務警・総務発甲第140号）に「行政文書のうち決裁、認証又は供覧の手続を要しないもの」と規定される「共用文書」とされており、令和6年中のものは既に用済みとされ、他に利用されるおそれのないように廃棄されていることが確認できた。

よって、稲沢警察署において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

#### イ 本件処分

前記(1)ア(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、過去に同様の文書を開示請求した時は開示された、稲沢警察署の規定によると毎月開催することとなっている旨主張し、本件請求対象文書の開示を求めている。

しかしながら、上述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得されていない若しくは既に廃棄されており、稲沢警察署において管理されていないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

また、本件開示請求より以前に同様の文書が開示されたことをもって本件請求対象文書が存在する理由とはならず、さらに、本件開示請求の対象となる会議が規定により毎月開催されることとなっていることも、会議から約1年後の請求日現在に本件請求対象文書が存在する理由とはならないことから、これらの審査請求人の主張には理由がない。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、令和6年7月分から同年9月分の課長会議、庶務担当者会議、幹部全体会議の資料であって、開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものであると解される。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、課長会議は稲沢警察署内部で週1回程度実施する会議であり、庶務担当者会議及び幹部

全体会議については稲沢警察署内部で月1回程度実施する会議であるとのことである。

そして、処分庁によれば、課長会議については文書作成の必要がないことから、その資料については作成又は取得されていないとのことであり、また、庶務担当者会議及び幹部全体会議については会議結果を記録した文書を作成するものの、記録した文書は、保存期間1年未満の「共用文書」とされており、令和6年中のものは既に用済みとされ、開示請求日時点においては廃棄されていたとのことである。

当審査会において検討したところ、本件請求対象文書のうち令和6年7月分から同年9月分の課長会議の資料は作成又は取得されておらず、本件請求対象文書のうち令和6年7月分から同年9月分の庶務担当者会議及び幹部全体会議の資料は開示請求日時点で廃棄済みであるとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

稲沢署における庶務担当者会議・課長会議・幹部全体会議について 資料 令和6年7月～9月分（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 9 . 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 3 . 23 (第723回審査会)	審議
8 . 4 . 20 (第725回審査会)	審議
8 . 5 . 26	答申